

公共工事の安全対策について（概要版）

本市が発注する公共工事の安全対策を組織的に推進するため、平成22年7月に「福岡市公共工事安全推進計画」を策定し（令和3年5月改定）、公共工事の安全推進に取り組んでおります。

福岡市公共工事安全推進計画

1. 目的

本計画は、本市が発注する公共工事の安全対策を組織的に推進するために策定するもの

2. 基本方針

「事故ゼロ」の実現を目指す

3. 推進計画

1. 安全意識、安全対策知識の向上

- (1) 研修等の実施
 - ① 安全研修
 - ② 安全講習会
- (1) 労働安全強化月間
- (2) 安全訓練等の実施の強化

2. 工事現場の安全点検

- (1) 監督員による安全点検
- (2) 安全パトロールの拡充
 - ① 部長安全パトロール（年1回実施）
 - ② 安全パトロール（工事担当部署で年4回実施）
 - ③ 合同安全パトロール（労働基準監督署等と合同で実施）

3. 事故の再発防止

- (1) 事故再発防止ワーキンググループの設置
- (2) 再発防止対策の実施
- (3) 事故情報の蓄積・活用

4. 推進体制

基本方針を達成するため、毎年、過去の事故原因や傾向を分析し、年間の取り組み方針を策定し、公共工事の安全対策を推進する。

※福岡市公共工事安全推進委員会

目的：本市が発注する公共工事における安全対策を組織的に推進するために設置する。

構成：委員長／財政局理事、副委員長／道路下水道局理事、幹事長／財政局技術監理部長、委員／工事発注・監督に携わる局・区の部長級

「福岡市公共工事安全推進計画」に基づく

令和6年度の取組み方針

1. 目 標

■死亡等重大事故ゼロ

死亡等重大事故ゼロの達成を目指す

■必然的事故ゼロ

基本的な安全対策を講じずに起きるべくして起きる事故をなくす

2. 重点項目及び具体的な安全対策

挟まれ・巻き込まれ事故の防止

【施工前】 危険予知・事故回避につながるよう建設機械等に注意喚起の掲示を行う。

【施工中】 機械と人力の併用作業時は、監視人を配置して適切に指示する。
掘削機械やクレーン等の旋回範囲内は立入禁止とし、注意喚起の掲示を行う。

墜落・転落事故の防止

【施工前】 足場の設置は、手すり・すき間板・幅木等の墜落防止処置を計画する。

【施工中】 高所作業時の墜落制止用器具使用を徹底する。
脚立の使用は、不安定な箇所の設置を避け、手に荷物を持たず昇降する。

第三者人身事故の防止

【施工前】 施工箇所に第三者が立ち入らないような措置を計画する。

【施工中】 施工箇所をカラーコーン等で囲い、第三者の立入りを防止する。
注意看板等を設置する。

埋設物等損傷事故の防止

【施工前】 地下埋設物について、事前に図面の確認や現場調査及び埋設位置の明示を十分に行う。

【施工中】 図面と現場の相違や現地マーキングの誤差を念頭に入れ作業にあたる。
建設機械の慎重な操作、地下埋設物周辺の人力施工を徹底する。

3. 取組み内容

目標達成に向け、重点項目を踏まえ「福岡市公共工事安全推進計画」に基づく取組みを以下のとおり実施する

(1) 安全意識、安全対策知識の向上

- 福岡市公共工事安全推進委員会による職員を対象とした安全研修の実施（年1回）
- 工事担当部署による職員を対象とした安全研修の実施（随時）
- 安全推進計画書、実施報告書作成時に課内研修実施（年度始め、年度末に各1回）
- 福岡市公共工事安全委員会による労働基準監督署等と連携した安全講習会の実施（6月：2日間）
- 労働安全強化月間を11月に設定し、安全対策を強化
- 施工者が実施する安全訓練等への監督員の参加（原則1回、1現場以上）
- 施工者に対し、埋設物事故事例の発生原因や再発防止策について周知（工事着手前1回、工事着手後1回以上）

(2) 工事現場の安全点検等について

- 監督員による安全点検の実施（随時）
- 工事担当部署による部長安全パトロールの実施（年1回）
- 工事担当部署による安全パトロールの実施（年4回）
- 福岡市公共工事安全推進委員会による労働基準監督署合同安全パトロールの実施（年2回）
- 建設業協会等との安全合同パトロールの実施

(3) 事故の再発防止について

- 再発防止対策ワーキンググループ
- 公共工事安全推進委員会による事故現場の状況確認、安全指導
- 工事再開後の改善内容の継続
- 公共工事安全推進委員による事故原因の確認（随時）
- 事故情報、再発防止策を全庁OA・ホームページに掲載
- 事故情報等を掲載したメールマガジンの配信（適宜）
- 公共事業に関する中小企業支援推進会議等での事故発生状況報告（随時）